

# 公立児童クラブ利用料の免除手続きのご案内

公立児童クラブの利用決定を受けた方で、以下の要件に該当するご家庭については、免除申請を行うことで、利用料の免除を受けることができます。

| No. | 免 除 事 由                                                | 免除額等                 |
|-----|--------------------------------------------------------|----------------------|
| 1   | 利用児童の属する世帯が生活保護受給世帯                                    | 全額                   |
| 2   | 利用児童の属する世帯が前年度市町村民税の非課税世帯<br>※世帯分離をしている方は裏面詳細をご確認ください。 | 全額                   |
| 3   | 所有又は居住する住宅が自然災害等により損害を受けた（「半壊」以上）場合                    | 全額または一部              |
| 4   | 利用児童が傷病等やむを得ない理由（家庭の都合を除く）により連続して 15 日以上欠席した場合         | 欠席した期間の全額<br>（日割り計算） |

※令和 6 年度分が免除に該当している方も、令和 7 年度分として再度申請が必要になります。

## 1 免除申請に必要な書類

### ①放課後児童クラブ利用料免除申請書（対象となる児童分）

申請書裏面の「記載例」を参考に、必要事項を記載してください。

なお、「利用決定通知書」には同封されておりません。利用者説明会及び 3 月中旬から各児童クラブで配布予定としておりますので、必要な方はお声がけください。

### ②必要な添付書類（1 家庭につき 1 部）

免除事由によって添付書類が異なりますので、ご注意ください。

- ・生活保護受給世帯の場合：生活保護受給者証の写し
- ・前年度市町村民税の非課税世帯の場合：令和 6 年度の市町村民税非課税証明書（令和 5 年中の所得内容が分かる物）

※ 18 歳以上の世帯全員の非課税証明書を提出する必要があります（同一世帯に市町村民税課税者がいる場合は対象となりません）。

※ 「市町村民税非課税証明書」は、お近くの総合支所市民課で取得してください（手数料がかかります）

- ・自然災害等で居住する住宅が損害を受けた場合：罹災証明書（「半壊」以上）
- ・やむを得ない理由により連続して 15 日以上欠席した場合：事実が確認できる書類（診断書、入院等の期間がわかる領収書等）

## 2 提出場所

福祉事務所子育て支援課（南方庁舎 1 階）

※ 子育て支援課への提出が難しい場合は、下記施設にも提出が可能です（要厳封）

|                      |                       |                              |                               |
|----------------------|-----------------------|------------------------------|-------------------------------|
| ・ 迫児童館<br>（佐沼、北方、新田） | ・ 登米児童館<br>（登米、津山）    | ・ 中田児童館<br>（加賀野、石森、宝江、浅水、上沼） | ・ 米山児童館<br>（米岡、米山東、中津山）       |
| ・ 東和児童活動センター<br>（東和） | ・ 豊里多目的研修センター<br>（豊里） | ・ 石越保健センター<br>（石越）           | ・ 南方子育てサポートセンター<br>（南方、東郷、西郷） |

※裏面あり

### 3 提出期間（4月利用料からの免除を行う場合）

令和7年4月1日（火）～令和7年4月11日（金）

- ※ 必要書類が不足している場合は、書類が全てそろった日が受付日となります。
- ※ 提出期間より前の申請は受付できませんのでご注意ください。
- ※ 上記期間内の提出が難しい場合は、提出期間内に子育て支援課子育て支援係（0220-58-5562）にご連絡ください。
- ※ 5月分以降の申請は随時受付します。ただし、月を遡っての免除はできません（免除事由3及び4を除く）。

#### ※同一住所にて世帯分離をしている方へ

免除を受ける児童と同一住所にて世帯分離を行っている場合、児童が属する世帯と世帯分離を行っている世帯が、生計を別に行っていることが確認できない場合は、世帯分離を行っている世帯も利用児童の属する世帯とみなされます。そのため、世帯分離を行っている世帯の18歳以上の世帯全員の非課税証明書の提出が必要となります。

#### ○生計を別にするとは

原則として、日常生活をするうえでの暮らしの方法（台所、トイレ、風呂等）や収入・支出（飲食費、電気料金、水道料金、ガス料金等）が全く別の状態のことです。

免除を受ける児童と同一住所にて世帯分離を行っている世帯がある場合は、生計を別に行っていることが確認できる書類の提出をお願いします。（光熱水費をそれぞれの世帯で支払っていることが確認できる書類等（請求書、契約書等））

上記の書類が提出できない場合は、世帯分離を行っている世帯の18歳以上の世帯全員の非課税証明書を提出してください。（同一世帯に市町村民税課税者がいる場合は対象となりません）。

